

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No. 23)

1 日 時 令和6年3月6日(水)
午前10時00分 開会
午前10時52分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総合保健福祉センター担当理事	古 賀 佐代子
総務部長	星之内 正 毅	給付金担当課長	藤 木 泰 代
計画調整担当課長	和 田 訓 尚	障害福祉部長	西 尾 典 弘
障害者支援課長	三 好 秀 樹	指定指導担当課長	久 保 利 之
精神保健・地域移行推進課長	角 田 偵 子	感染症医療政策部長	吉 峯 禎 利
新型コロナワクチン接種担当課長	金 子 直 哉	子ども家庭局長	小笠原 圭 子
子ども家庭部長	岩 佐 健 史	保 育 課 長	三 宅 大 二

外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	有 永 孝	書 記	嶋 田 裕 文
---------	-------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	6日は議案の審査、7日は議案の採決及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第28号 令和5年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	議案の審査を行った。
3	議案第54号 令和5年度北九州市一般会計補正予算（第6号）のうち所管分	
4	議案第55号 令和5年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	

8 会議の経過

（パソコン及びタブレットを委員会室に持ち込む際の使用基準等について確認した。）

○委員長（村上直樹君）開会いたします。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり、3件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、明日は議案の採決及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第28号、54号のうち所管分及び55号の以上3件を一括して議題といたします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭をお願いいたします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、お手元のタブレットに配付しております、令和6年2月議会、保健福祉委員会資料の1、専決処分の報告について、2、令和5年度2月補正予算について御説明いたします。

初めに、1、専決処分の報告について御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。議案第28号、令和5年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告のうち、保健福祉局所管分、物価高騰対応重点支援給付金についてです。本事業については、令和5年12月22日に国が予備費の使用を閣議決定し、各自治体において、国から示された制度に従い、新たな給付を実施することとなりました。本給付金は、令和6年2月から3月を目途に支給開始を目指すものとされており、早期の事業着手のため、29億円の補正予

算を専決処分させていただきました。

次に、2、令和5年度2月補正予算について御説明いたします。

3ページを御覧ください。議案第54号、令和5年度北九州市一般会計補正予算第6号のうち、保健福祉局所管分について御説明いたします。説明の便宜上、金額は万円単位で御説明いたします。

まず、歳出補正についてです。3款2項2目の障害者福祉費の補正額は5億9,667万円です。内訳は、障害福祉サービス事業施設型経費において、障害福祉サービスのうち、施設において提供するサービスに係る自立支援給付費等の支給に要する経費として4億7,300万円を計上しています。これは、主に就労系サービス等の利用が当初の見込みを上回ったことによるものです。

次に、自立支援医療給付費において、精神疾患を有する方が入院することなく行われる、精神障害に係る通院の医療費の給付に要する経費として9,900万円を計上しています。これは、受給者数の増加に伴い、給付件数が当初の見込みを上回ったことなどによるものです。

次に、障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業経費において、子供の性被害防止対策のため、障害児入所施設等が設置するパーティションやカメラ等の費用助成に要する経費として2,467万円を計上しています。これは、11月末に成立した国の補正予算に対応するものです。

歳入補正は、ただいま御説明しました歳出補正の財源として補正するものです。合計額は4億2,070万円です。

次に、繰越明許費についてです。適正な事業期間を確保できないこと等により、各事業において必要な予算を翌年度に繰り越すこととしております。

続きまして、議案第55号、令和5年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

4ページを御覧ください。歳出補正についてです。5款1項5目償還金の補正額2億7,700万円は、令和4年度実績の確定に伴い、超過交付となった普通交付金の返還に要する経費を計上しています。

次に、歳入補正についてです。先ほど御説明しました歳出補正の財源として補正するもので、歳入補正額は2億7,700万円となっております。

以上、保健福祉局所管の関係議案について説明させていただきました。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（村上直樹君） 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 続きまして、議案第54号、令和5年度北九州市一般会計補正予算第6号のうち、子ども家庭局所管分につきまして御説明させていただきます。

タブレット端末の資料2ページをお願いいたします。初めに、歳出補正でございます。

4款2項1目子ども家庭総務費1億782万円のうち、こども誰でも通園制度試行事業の補正額8,000万円は、全ての子育て家庭に対しまして、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度の創設を見据えた試行事業を実施するため、補正するものでございます。

次に、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の補正額2,782万円は、子供の性被害防止対策のため、保育所、認定こども園等が設置するパーティションやカメラ等の費用を助成するため、補正するものでございます。

4款2項2目子ども家庭支援費10億2,365万円のうち、潜在保育士の保育所再就職・復帰支援貸付金交付事業の補正額865万円は、潜在保育士が保育士として勤務することが決定した場合の就職準備金の貸付け等を行う事業を増額補正するものでございます。施設型給付保育所の補正額10億1,500万円は、人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の引上げ改定に伴います保育の実施に係る費用を増額補正するものでございます。

以上、歳出補正予算合計額11億3,148万円を計上しております。

次に、歳入補正でございます。今回計上の補正予算に対応いたします財源として、18款1項2目子ども家庭費国庫負担金5億6,280万円、18款2項3目子ども家庭費国庫補助金8,690万円、19款1項2目子ども家庭費県負担金2億2,609万円を計上しております。

次に、繰越明許費でございます。これは、関係者との調整に日時を要したものと適正な事業期間を確保できないものにつきまして、所要額を繰り越すものでございます。繰越事業及び繰越額は、資料に記載のとおりでございます。

以上、子ども家庭局所管の関係議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（村上直樹君） これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） それでは、幾つかお尋ねします。

まず、議案第28号の専決処分の報告についてですが、これについては低所得世帯向け給付金の支給対象を追加と聞いております。この支給対象の追加によって、どれぐらいの方が支給対象になり得るかというのは、なかなか見通せないとは思いますが、これに関して扶養者と離婚や死別した方から問合せが数十件寄せられたと聞いています。ひょっとしたら対象になるかもしれないという方が問合せできるような周知をどのように考えられているのか教えてください。ぜひ漏れなく支給ができるように取り組んでいただきたいと思っておりますので、お尋ねします。

それから、子ども家庭局のこども誰でも通園制度ですが、これは市内の14か所の保育施設で試行実施を予定していると聞いておりますが、北九州市は1人1か月10時間ですが、福岡市

ますけれども、認可外保育施設はそもそも、一定の基準はありますけれども、任意で設置されておりまして、手当等につきましても事業者が任意で設定できるものでございますので、現時点におきましては、市として何かするという事は考えてございません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 補正予算の障害福祉サービスにつきましてお答えいたします。

障害福祉サービスにつきましては、国による支援体制が整備されてきたこともございまして、全国的に利用者が増加しているという状況でございます。これは本市においても同様でございます。今回、補正予算に障害福祉サービス事業施設型というものを計上させていただいております。このサービスにつきましては、大人の障害者に対する入所、通所のサービスを提供するものでございますが、今回、補正予算を計上いたしました大きな要因といたしまして、大人の通所サービス、特に就労系のサービスですが、就労継続支援A型あるいは就労継続支援B型といったサービスの利用実績が伸びているという状況がございますので、補正予算を計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 精神保健・地域移行推進課長。

○精神保健・地域移行推進課長 続きまして、自立支援医療給付費について御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

もともと精神障害のある方を精神科病院などの入院から地域での生活へという考え方はございます。実際に入院患者は少しずつですが、年々、減少傾向ですが、それ以上に、外来で通院して給付を受ける方が非常に多くなってきております。このところは、政策的というよりも自然に増加しているという傾向が強いというところで、今回の給付費につきましては、給付費に不足がありましたので補正をさせていただいたという状況でございます。以上です。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。物価高騰対応重点支援給付金の関係の周知方法ですが、先ほど市政だよりのことは言われなかったですけど、市政だよりの含めて、様々な手段で市民の皆さんにお知らせいただきたいと思っておりますので、これは要望しておきます。

それから、こども誰でも通園制度は、今からやってみてということでしたけど、本市が月10時間と設定したというのと、福岡市が40時間と設定したというのは、何か一定の判断基準があって、ニーズがそれだけあるからということなのかなと思うんですけど、北九州市の試行に当たって、その辺の想定はどんなふうを考えられているのか、教えていただけないでしょうか。

それと、障害者福祉サービス、それから自立支援医療の給付は予算が不足することになってはいけないわけで、当然、必要な増額補正をするというのは必要なことですので、ここはしっかり、遺漏なき取組をお願いしたいと思います。

あと、認可外保育施設の人件費等を含めた処遇改善ですが、これは本会議で永井議員も言い

ましたけど、認可、認可外にかかわらず保育士、従事者の人たちは子供たちのために一生懸命やっているわけで、そういう点では、北九州市として何かするという事は考えていないとおっしゃいましたけど、何か市として支援やいろんな対策を考えていくべきじゃないかと思うんですね。もともと保育士は、介護もそうですけど、全産業の労働者平均と比べて処遇が劣悪で、改善が必要だと言われているので、そこのあたりは、ぜひ検討していただきたいと思いますが、何かお考えがないでしょうか。以上です。

○委員長（村上直樹君） 保育課長。

○保育課長 まず、こども誰でも通園制度のお話でございます。月10時間というのは、ニーズなど何か想定があつてのものではないかというお話でございますが、月10時間というのは、国が一定の調査に基づいて算定しているものでございます。福岡市の月40時間というのが、どのようなものかというのは承知しておりませんが、月10時間そのものは、国が調査に基づいて算定したものでございます。実施してみると課題やよかつた点など、いろいろと出てくるとは思います。けれども、これは一旦、やってみないと本当に何とも言えないというところがございまして、まず令和6年度に実施してみようということで考えております。

それから、認可外保育施設への手当てなど何か考えるべきではないかというお話でございます。本会議での答弁にもありましたけれども、認可外保育施設の児童の安全や直接的な保育の中身などといった部分に関わることについては、個別に補助を実施しております。ただ、従事者に対する手当といったものについては、設置そのもの、運営そのものが任意で行われているということもございまして、私どもとしては今の時点では考えておりません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 認可外保育施設も本市の子供たちの保育に一定の貢献をしているわけですね。ですから、安全の対策等に必要な補助はしているとおっしゃるけども、やはり、一緒に従事している保育士等の処遇を改善していくと、認可保育施設も当然ですけど、これは考えないといけないことじゃないでしょうか。

それから、こども誰でも通園制度は、今からやってみようということで、先ほども言われましたし、今もそう言われましたが、福岡市が月40時間というのは、これは一定のニーズがあると考えてされているんじゃないかと思うんですよ。本市が月10時間というのは、国がそういうふうを示しているからとおっしゃったけども、本市において具体的にニーズがどうなのかというのは、国がそう言っているからじゃなくて、市独自の状況調査とか意向調査とかということ踏まえてやるべきだと思うんですね。武内市長も、国待ちではなくて、市が独自にいろいろと考えてやるんだとおっしゃっているわけですよ。これは確かにやってみないと分からないというのは分かりますけど、そういう意味では、国が月10時間だから本市もそうだというのはちょっとどうなのかなという気がします。

また、試行実施の14か所の保育施設がどこになるかはまだ決まっていないとおっしゃったけど、これもニーズがどの辺にあるかというのが当然関わってきますよね。だから、その辺の把握をきちっとした上で実施していくべきだと思いますので、何か見解があればお尋ねしたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 基本的には先ほど課長が申し上げたとおりでございますけども、こども誰でも通園制度でございますが、私どもも今回、国が示した事業の制度設計である月10時間というのを踏まえて試行という形で、まずは月10時間でさせていただきながら、課長が申しましたように、ニーズをその中で拾いながら、丁寧にその後の展開というのを考えていきたいと思っております。

それから、認可外保育施設の保育士の件でございますけども、繰り返しになりますけども、認可外の保育士の処遇につきましては、施設設置者が任意に設定できるというところがございますので、それを基本といたしまして、それ以外の子供の安全のところについては市のほうでしっかりと考えながら対応していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） こども誰でも通園制度については、試行実施の14か所の保育施設がどこになるかというのもありますけど、きちんとニーズを把握して適切に対応するように取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っておりますし、認可外保育施設の保育士等の処遇についても、ぜひ市として積極的な措置を講じていただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 子供の性被害に関して、最近よくテレビ報道などがある中で、国の方でパーティションやカメラの費用を助成ということで、子ども家庭局も、保健福祉局も予算計上されておりますが、このことについてもう少し詳しくお聞きしたいと思います。費用の助成というのは上限が10万円ということなんですか。そもそも、カメラやパーティションというのが幾らくらいするものなのか、また、この予算で上げている額は、各施設が全部つけても大丈夫という予算が上がっているのかどうかというのを教えてください。

そして、こども誰でも通園制度ですけれども、今も話がありましたように、北九州市の特徴、あるいは北九州市にどういうところが足りないのかというのを、これからの試行事業の中で模索して、検討していくということだと思うんですけど、一時保育というのは今までやってきましたよね。基本的には、こども誰でも通園制度が始まったら一時保育というのは消滅していくものなんですか。あと、令和8年度から本格実施ということをうたわれているわけなんですけど、令和6年度、令和7年度と試行実施していったら、令和8年になったら北九州市の全保育所などでこの制度というのが実施に至っていくものなのか、その辺を教えてください。

○委員長（村上直樹君） 保育課長。

○保育課長 まず、保育所等での性被害防止の関係です。こちらは1施設当たりの補助基準額が10万円となっております。これはあくまで補助基準額でございますので、事業主負担分が4分の1でございます。結果的に、補助の上限としては1施設当たり7万5,000円となっております。全施設分を想定しているのかというお話がございましたけれども、予算では保育所、認定こども園等含めまして、全施設分を計上させていただいております。

それから、こども誰でも通園制度ですが、始まると一時保育がなくなるのかというお話でございました。これは今のところの話でございますけれども、こども誰でも通園制度が始まっても一時保育は制度としては残ると聞いております。利用者からすると似たような制度ですので、国の方でもどうするのかということは議論になっていると聞いております。ただ、制度としては別の制度で、一時保育はこれからも残るということを、今の時点では聞いております。

また、こども誰でも通園制度の今後のスケジュール、大きな見通しというようなところですが、こちらも現在、国が発表しているものですが、令和7年度中に法律上の制度化を行って、令和8年度から法律に基づく新たな給付制度にするということです。ただし、これは2年間の経過措置がございまして、国の方では、全自治体での実施というものは令和10年度からというふうなスケジュールを描いているようでございます。したがって、令和6年度、令和7年度までは位置づけ上、試行的な実施となるのではないかなと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 子供の性被害についてですけれども、今まで本市でそういう御相談があったということはあるんですか。それと、1施設7万5,000円の助成ということをお聞きしましたが、義務として全施設がつけていくんですか。それとも、いろんな事情でつけられないということがあるのかということと、あと、こども誰でも通園制度ですけど、一時保育事業とこども誰でも通園制度のすみ分けは、国もまだはっきり出していないという答弁だったんですが、保護者、親御さんからしてみたら、なかなかすみ分けが分からないんです。それはもうちょっと時間がたたないと分からないものなんですか。

○委員長（村上直樹君） 保育課長。

○保育課長 まず、性被害についてですけれども、具体的にそういった相談があったというのは、私は少なくとも承知はしておりません。

それから、設置が義務かどうかというところでは、決して義務ではございません。なので、どれだけの施設が実際に設置申請をしてくるかというのは未定でございますけれども、予算上は確保しております。

それから、一時保育とこども誰でも通園制度については、実は一番最初に自治体から国へ、どう違うんだという質問が上がったそうです。当然、そのように思う話だと思います。ただ、

あくまでも、現状では一時保育とは別制度で位置づけるということになっておりますので、使い分けそのものも、別制度で存在する限りは両方使うことも理屈上は可能なのかなと思っております。今後の整理が気になるところでございますので、私たちもそこは注視しているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 指定指導担当課長。

○指定指導担当課長 障害児施設等での性被害防止について答弁いたします。

障害児の施設につきましても、入所施設、また通所施設の全施設分の予算を確保しております。また、性被害に関する報告も、障害児に関係する施設では特に上がっておりません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 性被害についてですけど、幼児とか障害をお持ちのお子さんというのは自分で訴えることができないというのがあるので、こういうパーティションやカメラの費用の助成が始まって、しっかり予算を取っているのなら、きちんと周知をして進めていただきたいと要望しておきます。

あと、こども誰でも通園制度ですけど、もうちょっと試行事業を進めていかないと見えないところもいっぱいあるので、取りあえず、まず14か所での試行をしっかり進めていただきたいということを要望しておきます。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） 2点お聞きいたします。

1点目は、今回の物価高騰対応重点支援給付金ですが、コールセンターの設置をしていただけたらと思うんですけども、問合せした際にその給付金に該当しなかった場合、給付金は該当しませんで終わるのか、それとも、例えば別の貸付けとかというものがあれば、そういった窓口への案内にも対応していただけるようなコールセンターなのかということと、もう一点が、今回の補正に上がっています潜在保育士の保育所再就職・復帰支援貸付金交付事業ですが、今回増額しているというのは、これを活用する方がたくさんいらっしゃるから補正で増やしているという認識でよろしいのでしょうか。教えていただければと思います。

○委員長（村上直樹君） 給付金担当課長。

○給付金担当課長 コールセンターにお問合せがあつて該当しなかった場合にほかの窓口の紹介をしているかどうかという御質問だったと思います。全てにおいて、該当しなかった場合の窓口を紹介していることはないのですが、生活が苦しいとか困っているとかという訴えが強い場合は保護課を御紹介したり、あと生活困窮の支援窓口、例えば社会福祉協議会など、市の給付金事業のホームページとリンクをしておりますので、その内容で御案内をしているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 保育課長。

○**保育課長** 潜在保育士の保育所再就職・復帰支援貸付金交付事業の貸付金についてでございます。こちらは、利用者が増えたというよりも、ほぼ毎年度この時期に補正予算を上げさせていただいておりますけれども、利用件数といたしましては100件までは行かないのですが、毎年数十件程度あり、貸付けの原資がなくならないうちに毎年度、国から予算をいただいております。貸付原資がなくなると貸付けそのものができなくなりますので、原資がなくなる前に毎年度、国から予算をいただいているという性質のものでございます。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 子ども家庭部長。

○**子ども家庭部長** 先ほどの潜在保育士への貸付金の件ですけれども、貸付金ですので返還しなければいけないのですが、保育所等で2年以上勤務した場合は返還免除になります。そういうことで原資が減っていくというのがありますので、それで、このタイミングで増額補正させていただいているというところでございます。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 金子委員。

○**委員（金子秀一君）** まず貸付金の件ですけれども、保育所等で2年以上働けば返す必要がないお金ということで、その原資がなくならないように今回補正したということですね。これはもちろん周知はさせていただいて、もう皆さん御存じなんですよ。分かりました。

あと、コールセンターの件で、ちょっと聞こえなかったのですが、コールセンターでそういう御案内はしていないということではないんですか。

○**委員長（村上直樹君）** 給付金担当課長。

○**給付金担当課長** コールセンターでお問合せがあった場合に、生活困窮に関して訴えが強い場合は、保護課ですとか貸付金の窓口等の御紹介はしております。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 金子委員。

○**委員（金子秀一君）** ありがとうございます。丁寧な御対応を切にお願いさせていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。以上です。

○**委員長（村上直樹君）** 井上委員。

○**委員（井上しんご君）** 繰越明許費で3款2項7目の社会福祉施設等施設整備事業5億6,680万円ですが、これはどういった内容か教えてください。

それと、3款3項3目の新型コロナワクチン接種体制確保事業が約10億円で繰越明許ですけど、受けている方が実際に減っていったのか、その辺の事情を教えてくださいと思います。

次に、今回の補正予算で、保育関係の改善については4月に間に合うように急いでということだと思っておりますけれども、先ほど荒川委員のときに答弁があったかもしれませんが、障害福祉サービス事業経費4億7,300万円とか、自立支援医療給付費9,900万円なども補正で上がっています。これは当初の見込みの想定よりも利用者が多くて足りなくなったのか、何か特別な事情があったのか、教えてくださいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 まず、社会福祉施設等施設整備事業の繰越明許費について回答いたします。

この事業費につきましては、障害者の支援施設、入所施設の建て替えに必要な経費として5億6,680万円を計上しておりますけれども、今年度内の工事の進捗が進んでいないということで、来年度に全額を繰り越すというものでございます。

それから、障害福祉サービス事業の補正額につきまして、当初の想定を上回る利用者の伸びがあったのか、それとも特別な事情があったのかというお尋ねでございますけれども、障害福祉サービス施設型につきましては、我々が当初想定していた利用の伸びを上回る伸びがあったといったところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナワクチン接種担当課長。

○新型コロナワクチン接種担当課長 お尋ねいただきました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の繰越明許費10億7,400万円について御説明申し上げます。

まず、このワクチン接種は費用が物すごく大きいですので、令和5年度の予算総額について御説明しますと、ワクチン接種体制確保事業は令和4年度からの繰越明許費が34億7,000万円でございます。これに当初予算の32億5,200万円を合わせて67億2,200万円で、今年度の事業を実施してまいりました。国の指示もございまして、このうち繰越明許費として2月補正予算に10億7,400万円を計上しているところでございます。

現在、接種を実施しています特例臨時接種は3月末に終了いたします。そのため、この10億7,400万円につきましては、3月末までに行われました接種委託料にかかる費用や接種すると接種情報をVRSシステムに登録しますが、このシステムへの登録や予診票のデータ化の費用、また、特例臨時接種の終了に伴うオペレーションセンターやワクチン配送センターの残務処理に係る費用がございまして、これに加えて、令和5年度に国から国庫補助金や負担金をいただいておりますが、これを精算する必要がございますので、精算後の返還金に充てることを予定しております。

なお、財源につきましては全額、国からの補助金、負担金で措置されているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 精神保健・地域移行推進課長。

○精神保健・地域移行推進課長 自立支援医療給付費の補正の理由について御説明させていただきます。

当初、予算の見込みは、過去の給付額、給付件数を踏まえて算出しておりましたが、今回、その見込みを超える給付件数、給付額がありましたので、特別な事情というよりも、見込みを超えたということが理由になっております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君）分かりました。障害福祉サービスと自立支援医療給付については、見込みを超えたということでしたが、今、各局で棚卸しをやっていて、中身を見ると保健福祉局も予算が結構減っています。前年度の実績に見合っただけ減らしたというのがあって、要は不用額になるところを抑えたということだと思うんですけども、今回のように通常、余裕を持って予算を組んでも、こういうふうになるということは、今後も緊急的に財源が不足しやすくなるのかなと懸念しているんですけど、その点について見解があれば聞かせてください。

○委員長（村上直樹君）計画調整担当課長。

○計画調整担当課長 棚卸しの件でございます。令和6年度予算につきまして、棚卸をいたしました結果、いろいろな事業で予算額が減っているものがございます。ただ、減らすということにつきましても、どの事業も過去の実績や今年度事業を実施してきた事業の状況、そういったものを勘案いたしまして、予算の積算を行っているところでございます。ですので、基本的には適正な予算の確保には努めてきたと考えております。

また、保健福祉局の予算でございますと、障害福祉費につきましては非常に大きな費用を占めておりますので、その辺は来年度、実際に予算を執行していく中で状況を確認しながら、必要な補正予算をお願いすることがあるかもしれませんけれども、予算につきましてはきちんと適切に見積もった額をお願いしているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）井上委員。

○委員（井上しんご君）分かりました。以上で終わります。

○委員長（村上直樹君）小宮委員。

○委員（小宮けい子君）聞き落としていたのかもしれませんが、こども誰でも通園制度の中で、子供を受け入れる園側の受入れ体制というところは、子ども家庭局でどのような形で安全性などのチェックをされるのかお聞かせください。以上です。

○委員長（村上直樹君）保育課長。

○保育課長 こども誰でも通園制度で、受入れに当たっての安全性のチェックというところでございます。

こども誰でも通園制度に限らず、通常の保育で預かるときでも、あるいは先ほど出ました一時保育で預かるときであっても、安全性については職員配置基準というものがございまして、子供たちに安全に過ごしていただくための指針というようなものもございまして。そういったものを通常の一時保育などでも実施しておりますので、現行の保育施設は安全には十分気を遣い、留意してやっただけでいるところでございます。こども誰でも通園制度が始まりましたけれども、安全に関しては同じように実施していくものでございまして、特に子供の安全に関しては十分留意して実施していただけるものと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）小宮委員。

○委員（小宮けい子君）こども誰でも通園制度というのは、月10時間、どのような子が来る

のか分からない状態で預けられる。長時間預かるならば、また、その子が次にも来るならば、ある程度その子について保育士が認識できると思うんですけど、子どもがどういうふうな状態であるとか、性格とか、障害があるかもしれないとかいう中で、2時間お願いしますということで預けられたときに、そこへの対応というのは保育士さん自体や園としても非常に難しいものがあるのではないかと思います。だから、そこへ市としての指導が必要ではないだろうかと思えます。

○委員長（村上直樹君） 保育課長。

○保育課長 いろいろと障害のあるお子さんだったりすることも十分あり得ます。また、障害をお持ちでなくても、初めて来るお子さんだったら、落ち着かないとかというようなこともあると思います。申込時には、現在の一時保育でも、一旦、園で面談というようなことは実施しております。お子さんの状況をよく聞いた上で受入れを実施しているという体制になっておりますので、いきなり今日、何も連絡がなく飛び込みで来て預かるという仕組みとは違い、一旦チェックができるような仕組みにはなっております。そこで安全の部分に関しては、かなりクリアできるのではないかと考えております。実際に預かってみて、思ったよりも手がかかるというようなことも、実際にはあると思います。しかし、現在の一時保育もそうなんですけれども、そこはさすがと申し上げるべきなんだと思いますが、ベテラン保育士たちが十分にケアしながらお預かりしており、その辺は既に一時保育での実績がございますので、安心してお預かりできるのではないかなと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 小宮委員。

○委員（小宮けい子君） 一時保育においても、こども誰でも通園制度においても、今まで常時いる子供たちの集団の中に違う子たちがぼんと入ってくるというのは、保育士からすれば、保育が今までどおりに流れないというようなところもあると思います。そういうふうな受入れについて、園側のうまくいかない部分というところはしっかりとくみ上げて、そこに何らかの指導をしてほしいと思います。まだ本格実施まで時間がありますので、せっかくこういう施設をつくるのだから、子供にとってもいいものであり、預ける保護者にとっても安心できるものであるように、ぜひ一つずつ組み立てていってほしいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 私からも、こども誰でも通園制度について1点お伺いさせていただきます。

2026年度が本格実施と聞いておりますけれども、あと2年です。このときやっばり課題となりますのが、保育現場の負担軽減になるのかということかなと考えております。その辺の対策についてどのように考えておられるのかをお聞かせください。

○委員長（村上直樹君） 保育課長。

○保育課長 一応、本格実施は2026年度ということになっております。保育現場の負担とい

うところでございますけれども、もう今現在も、数年前から子供の数は減少に転じております。その中で、現行の制度とは別枠の形で、就労していない保護者の方であっても預かるということを実施しようとしているわけでございます。そして、預かるほうの体制も、今までと別枠になりますので、保育士の確保というものは、今からますます重要になってくると思います。実施の仕方にもよるとは思いますが、ここ数年、しばらくは保育士の不足というのは続くと思いますので、そこは私たちもできる限り施設側に対する支援といったところは、充実していく方向で努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 子供たちの安全、そして働かれる方の負担軽減というのが本当に大切な課題であると思っておりますし、現場としっかり意見交換などしていただいて、本格実施までに進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。

ほかになれば、以上で議案の審査を終わります。

明日も午前10時に開会します。本日は以上で閉会いたします。

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊦